

いじめ防止基本方針

阿賀野市立神山小学校

1 いじめ防止・即時対応等全体に係る内容

(1) いじめ防止のための取組

①方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、国で定める「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本方針」並びに「阿賀野市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止・早期発見・いじめへの対処などの対策を推進するために定めるものである。

当校では、すべての教職員が「いじめはどの子にも起きる可能性がある」との認識に立ち、全教育活動において、すべての児童が日々、安心して学校生活を送ることができるように情報を共有しながら、組織で取組を進めていく。

②いじめの定義

○ いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

○ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

③インターネット・ソーシャルメディアを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対して啓発活動を進める

- 年1回、高学年児童及びその保護者対象に、「インターネット・スマホ等安全教室」を開催する。講師として、警察関係の法律の専門家や中学校の担当者等を招き、どのような行為が犯罪につながるのか具体的に示してもらい、インターネットやスマホ等の怖さや適切な使い方について学ぶ。
- 中学校区で「家庭でのメディア利用のルール作り」に向けて連携して取り組む。
- 「神山小学校のいじめ問題に対する取組」等について、教育活動保護者説明会等を通して説明する。
- 発見した場合、書込みや画像の削除等迅速に対応する。事案によっては関係機関と連携して対応する。

④重大事態への対処

《重大事態の定義》以下に掲げる場合には、重大事態として対応する。

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の場合を想定する。
 - ア 児童生徒が自殺を企画した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより相当期間（およそ年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 具体的な取組内容

(1) 未然防止に向けた取組 (※ 保護者、地域、関係機関との連携)

【学級担任】「自己存在感」「共感的な人間関係（作り）」「自己決定（の場の確保）」

- ・学級のめあて作りやエンカウンター等で、いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを確実に指導していじめを生まない学級づくりに取り組む。
- ・わかる授業づくりを進め、すべての子どもが参加したり活躍したりすることができ授業改善に取り組む。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童のいじめを助長するとの認識に立ち、十分注意して指導に当たる。
- ・学級懇談会や家庭訪問等で、いじめについて話題にし、いじめの兆候が見られないか確認する。

【養護教諭】

- ・健康診断や保健指導等、子どもとかかわる様々な場面で、命の大切さや他を尊重することを取り上げる。

【生活指導主任】

- ・いじめ防止プログラム、中1ギャップ解消プログラムの周知を図り、各活動を確実に実施する。
- ・いじめ防止についての校内研修を計画し、職員間の共通理解を深め、職員の資質能力の向上を図る。
- ・近隣の小中学校と連携しながら、いじめ問題に児童が自ら考え、防止のための活動ができるよう、その推進に取り組む。

【特別支援教育コーディネーター】

- ・特別な支援を要する子どものニーズや対応について実態把握し、いじめの加害者・被害者とならないように全職員で共通理解を図り対応する。

【管理職】

- ・全校朝会等の機会に「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることや「いじめを見て見ぬふりをしてはいけない」ことに繰り返し触れ、学校全体でいじめ防止の機運を高める。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、人間関係づくりや体験活動の推進に計画的に取り組む。
- ・近隣の学校や関係機関との情報交換と連携強化に取り組む。

(2) 早期発見に向けた取組 (※ 「いじめ見逃しゼロ」の意識の共有)

① 方針

児童の些細な変化を見逃さず気づいた情報を職員間で確実に共有し、速やかにかつ組織的に対応して問題の解決を図る。

② 具体的な取組内容

【学級担任】

- ・日頃の児童観察を通して、児童が発する些細な変化やサインを見逃さないように常にアンテナを高く保つ。
- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努め、困ったときに児童が相談しやすい環境をつくる。
- ・学校生活アンケートやQ-Uアンケート等を活用し、積極的に教育相談を実施する。

【養護教諭】

- ・保健室に来室する児童の様子に目を配り、いつもと違うと感じたときは、その理由や悩みを聞き、情報を担任に知らせ、協力して対応する。

【生活指導主任】

- ・学校生活アンケート、教育相談、生徒指導情報交換会等の実施を計画的に推進する。
- ・いじめ防止や対応にかかわる諸機関、諸文書、パンフ等を職員に周知する。

【管理職】

- ・朝や休み時間の校内巡視により、子どもの言動を観察し、いじめの兆候が見られないか点検する。
- ・早期発見のための取組が効果的に確実に行われているか点検し、改善に取り組む。
- ・いじめの発生時における早期対応の組織の整備と改善に取り組む。

(3) いじめに対する措置（※即時対応・適切な対応）

① 方針

いじめが疑われる状況が発生したときは、「神山小学校いじめ対策委員会」がいじめか否かの事実確認を正確に行い、いじめが発生したと判断されるときは、被害児童のケア、加害児童の指導等をいじめが解消するまで確実に行う。

② 具体的な取組内容

ア いじめに関する情報の収集

【いじめ対策委員会】

- ・教職員、児童、保護者、地域住民等からいじめに関する情報を集める。
- ・得られた情報は、確実に記録に残す。
- ・集めた情報を元に、いじめか否かの判断をする。

【学級担任、養護教諭等】

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場で制止する。
- ・児童や保護者からいじめの相談を受けたときは、真摯に話を聞き報告する。
- ・いじめ対策委員会がいじめと判断した場合は、速やかに関係児童から事実を聞き取り正確な情報を把握する。
- ・聞き取りの際は、他の児童の目に触れないよう、聞き取りりの場所や時間を配慮する。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に個別の場所で聞き取る。

イ 指導・支援体制の立ち上げ

【いじめ対策委員会】

- ・ 正確な情報に基づき、役割を分担して指導・支援体制を組む。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合は、早期対応に取り組む。
- ・ 事実確認の結果を教育委員会や保護者に報告する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、関係機関と連携して適切な援助を求める。

児童への指導・支援

【いじめられた児童に対応する教員】

- ・ いじめを知らせた児童も含め、全職員で徹底して守り通すことを伝え、不安を除く。
- ・ 「あなたは悪くない」ことを伝え自尊感情を高める。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる親しい友人や教職員、家族や地域の大人等と連携して、相談や支援ができる体制を整える。

【いじめた児童に対応する教員】

- ・ いじめは人を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じていじめた児童を別室で指導するなどして、いじめられた児童が安心して教育が受けられるようにする。
- ・ いじめた児童が抱える問題にも目を向け、健全な人間関係を構築できるよう支援する。

【学級担任】

- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識や態度を学校全体に行き渡らせる。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気をもつことを諭す。
- ・ いじめに同調していた児童には、その行為はいじめに加担したことと同じであることを理解させる。

【いじめ対策委員会】

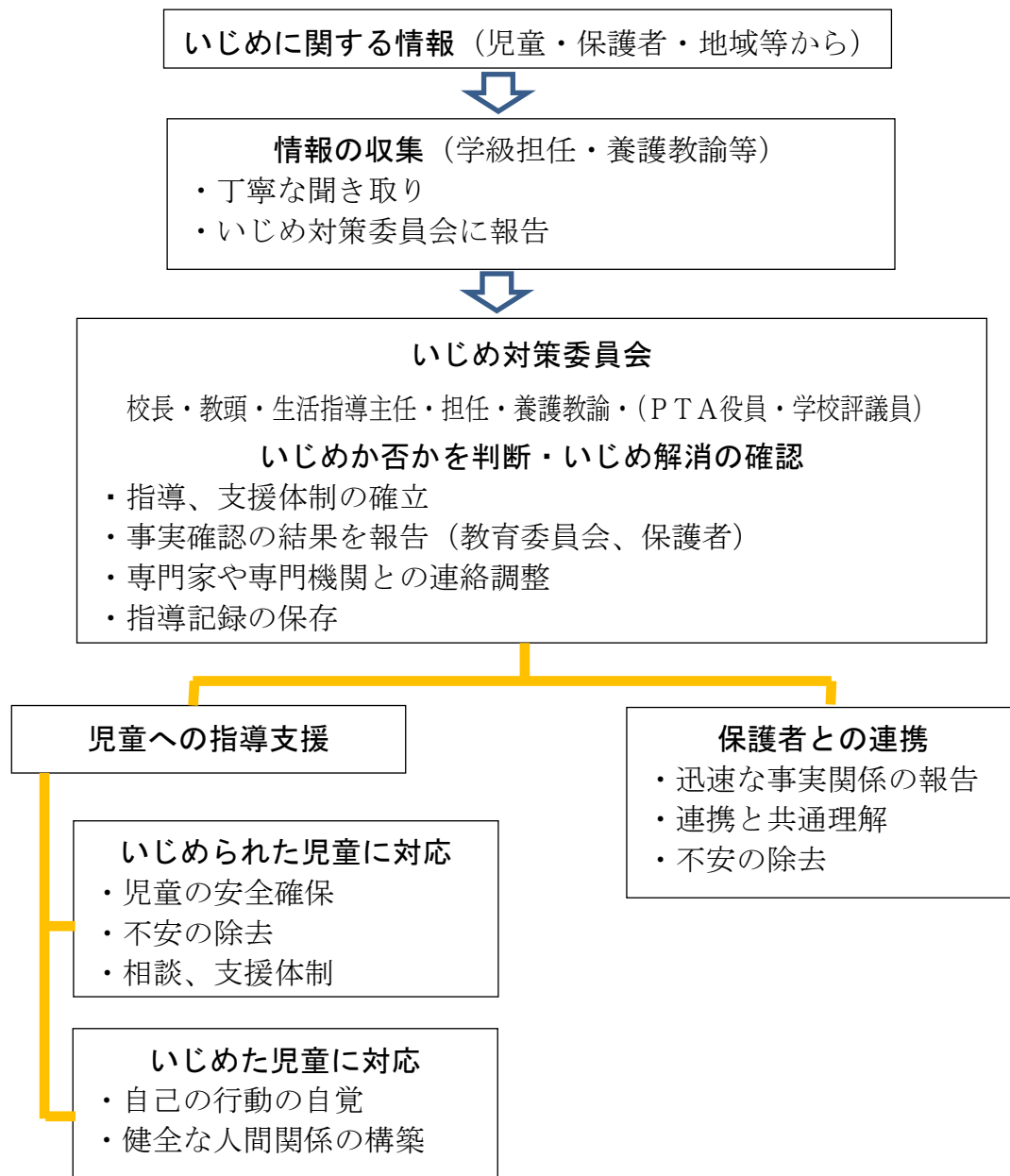
- ・ 状況に応じて、心理や福祉の専門家や専門機関等の協力が得られるようにする。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、必要に応じて適切に引き継ぐ。

ウ 保護者との連携

【いじめ対策委員会】

- ・ 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の対応や連携の方法について話し合い共通理解する。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、保護者の不安を取り除く。

いじめ対応の流れ



(4) 教育相談体制

①方針

日頃から児童理解に努め、心の不安や悩みを抱えた児童やその保護者が気軽に相談できるようにする。

②具体的な取組内容

【学級担任】

- ・プライバシーに十分留意しながら共感的な姿勢で聞き、児童が悩みや困っていることを話しやすいように配慮する。
- ・教育相談の経過や結果を記録して、支援後の様子が分かるように教育相談ファイ

ルに継ぎ、必要に応じて引き継ぐ。

【生活指導主任】

- ・年間2回、児童と保護者を対象とした教育相談を計画・実施する。
- ・必要に応じて、担任や関係職員と連携しながら問題に対応する。

【養護教諭】

- ・保健室利用の様子から気になる児童の情報を担任に知らせ、共通理解して対応する。

【管理職】

- ・特別な支援が必要な場合は、校内の支援体制を作り、専門機関との連絡調整を図る。

(5) 生徒指導体制

①方針

教育活動全体を通して、自分や友達のよさに気づき、相手の立場や気持ちを尊重しようとする態度や実践力を育成する。

②具体的な取組内容

【学級担任等】

- ・生活のめあての学級化を図り、望ましい生活習慣の形成を図る。
- ・いじめ防止学習や中1ギャップ解消プログラムの実践を通して、差別や偏見をなくし、いじめを許さない心を育てる。

【生活指導主任】

- ・年間を通じた指導内容の周知を図り、事業の計画的な推進を図る。

【管理職】

- ・いじめ防止にかかわる活動が円滑に実施されるように教育環境を整備する。
- ・日頃から家庭や地域にいじめ防止にかかわる取組を知らせ、協力を得やすい環境を整える。

(6) 校内研修

①方針

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を行い、職員の資質能力の向上を図る。

②具体的な取組内容

【生活指導主任】

- ・年に1回以上、年間計画に位置付けた校内研修を計画・実施する。

【管理職】

- ・効果的な研修が行われるように、講師やテーマの選定等を指導・助言する。

(7) 点検・見直し

①方針

P D C Aサイクルに従って、いじめ防止のための年間計画の実施と成果の状況を振り返り、その結果を踏まえて取組内容や取組方法の改善を行う。

②具体的な取組内容

【生活指導主任・管理職】

- ・チェックリストを作成し、結果を取りまとめ、全職員で評価する機会を設ける。
- ・評価結果のまとめを次年度のグランドデザインや生活指導の計画づくりに生かす。

3 いじめ対策委員会の組織

